

図表3 国税庁のデジタル化の取組について

国税庁では、国民・事業者の利便性の向上や行政運営の効率化・高度化を図るため、各種手続のデジタル化を推進しています。

年末調整
確定申告



マイナポータル
の活用
(データ取得と自動入力)

控除証明書などのデータについて、マイナポータルからまとめて取得し、年末調整書類や確定申告書に自動入力することができます。

詳しくは、[「マイナポータル連携特設ページ（マイナポータルを活用した控除証明書等のデータ取得と自動入力）」](#)をご覧ください。



税の相談



チャットボット

税に関する疑問をフリーワードなどで入力すると、AIが自動で回答を表示します。
詳しくは、[「チャットボット（ふたば）に質問する」](#)をご覧ください。



確定申告



スマートフォン

スマートフォン・タブレットに最適化したデザインの画面を利用して、所得税の確定申告書が作成できます。

詳しくは、[「確定申告特集ページ」](#)をご覧ください。



申告書等を作成する方は、国税庁ホームページ [「確定申告書等作成コーナー」](#) へアクセスしてください。



税の納付



キャッシュレス

ダイレクト納付、インターネットバンキングなどを利用した電子納税のほか、クレジットカード納付や振替納税によりキャッシュレス納付が可能です。

詳しくは、[「キャッシュレスで国税の納付ができます」](#)をご覧ください。



経理のデジタル化



電子帳簿保存

電子帳簿等保存制度を利用することで、経理の電子化による生産性向上やテレワークの推進等が可能です。

まずは、[「経理のデジタル化 → 電子帳簿保存 ～令和4年1月1日から、電子帳簿保存法が新しくなりました～」](#)をご覧ください。



(国税庁ホームページをもとに作成)